

四日市市告示第410号

四日市市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の改定について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第5項の規定により三重県知事の同意を得て定めたので、同条第6項の規定に基づき公告する。

なお、その関係書類は、四日市市役所商工農水部農水振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成28年 8月26日

四日市市長 田中俊行

(商工農水部農水振興課)